

木造住宅耐震助成制度

足立区では、「首都直下地震」に備えた防災対策推進事業として、耐震診断・耐震工事に対し、助成金の交付制度を運用してきました。

平成23年から建築工事・修理工事に対しても助成金を拡充してきましたが、このたび、近 years に起こりうる首都圏直下型地震に備え、木造商業地場等の耐震対策を奨励しやすくするよう助成制度を改正しました。



助成内容		主な対象要件	助成金額
耐震診断助成	木造戸建住宅	昭和56年5月以前の建築基準法で建築された2層以下の木造住宅で、災害時耐震診断士の耐震診断を行うこと。	固定額 10万円
	木造共同住宅		建築費の1%以下で、 固定額 500万円 （共同住宅は、上記の額のうち、1棟あたり100万円以内）
耐震改修工事助成	木造戸建住宅	平成16年7月以降の1区画の耐震診断助成を受けた住宅のうち、建築基準法に適合していないもので、かつ、審査が必要と判断されたもので、災害時耐震診断士が工事監理を行うこと。	作業工事費の1%以下で、 第一階部分に 固定額 80万円 第二階部分は 固定額 100万円
	木造共同住宅		作業工事費の1%以下で、 固定額 3,000万円
修理工事	木造戸建住宅 木造共同住宅	区画の耐震診断助成を受けた住宅（建築費の2%、補修が必要と判断されたもの）	作業工事費の1%以下で、 固定額 80万円

平成23年3月まで、復興税の税率は終了しました。

- ※ 消費税は助成対象外となります。また、助成金額は千円未満は切り捨てた金額となります。
- ※ 助成には申請が必要で、申請時に診断や耐震工事等を行った場合は、助成できません。
- ※ 店舗など、住宅以外の用途に使用されている場合、第一階部分の延床面積が延床面積の約1/3を超えている場合は、申請できません。
- ※ 耐震診断工事及び修理工事には47300円/㎡の限度額があります。
- ※ 耐震シェルター・ベランダに対する助成を受けようとする場合は、耐震改修工事の助成を受けることができません。
- ※ すべての耐震助成を同時に受けたらダメな建築物は、この制度は利用できません。

特別支援とは

耐震診断工事を行う住宅に居住している方が、「60歳以上の高齢者」、「障がい者（障害等級あり）」の者がいる世帯」または「住民税非課税世帯」で、その建物の「特別優待対象者の者がいる世帯」となります。